

どなたでもご参加できます！

# 市民後見人 養成研修説明会

## 市民後見人とは？

市民後見人とは、親族でも専門職でもない、市民が後見人等として裁判所から選ばれ、本人の意思を尊重しながら判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用契約や財産管理を行います。誰もがその人らしく安心して生活し続けるために、市民後見人による本人に寄り添った活動が期待されています。市民後見人になるには、事前説明会またはミニ説明会へご参加ください！

令和7年・秋



事前説明会  
ミニ説明会

選考

令和8年1月～6月頃



市民後見人養成研修  
(基礎・実務)

選考

令和8年・夏



市民後見人  
バンク登録



家庭裁判所  
からの審判



市民後見人

## <事前説明会>

9月3日(水)

13:30～16:00

長久手市福祉の家 集会室  
(長久手市前熊下田171番地)

## <ミニ説明会>

\*説明のみで講演はありません。

8月22日(金) 13:30～15:30

尾張旭市公民館 102会議室 (尾張旭市)

9月17日(水) 13:30～15:30

やすらぎ会館 2階視聴覚室 (瀬戸市)

9月26日(金) 13:30～15:30

日進市民会館 2階 会議室 (日進市)

## 内容

1. 特別講演(講演者:愛知淑徳大学 瀧誠先生)
2. 市民後見人養成研修についての説明
3. パネルディスカッション

## 申込内容・方法

### <申込内容>

- ①参加希望日 ②氏名
- ③電話番号 ④住所 ⑤年代

### <申込方法>

電話(75-5008)または右記  
QRコードからお申込みを  
お願いします

お申込みはこちら



問合せ

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター あすライツ  
〒470-0136 日進市竹の山4-301 TEL 0561-75-5008 (平日9:00～17:00)

# 市民後見人についてもっと詳しく

**Q** 1人で市民後見人活動できるか不安です…

**A** 市町が養成研修から市民後見人活動までバックアップします

市民後見人養成研修の仕組みづくりから、市民後見人養成研修の運営、活動支援までを市町とあすライツが協働で実施しています。市町がバックアップしているの

で、安心して市民後見人養成研修を受講し、市民後見活動に取り組むことができます。ご不安なことは事前説明会やミニ説明会で  
お問合せください。

**Q** 市民後見人として活動はできないけど、市民後見人養成研修は受講できますか？

**A** 目的に合わせた受講スタイルがあります！

市民後見人養成研修には基礎講座と実務講座があります。市民後見人を目指す方は基礎研修と実務研修を修了し、バンク登録することが必要です。

権利擁護について幅広い知識の習得を目指す方は基礎研修のみ受講することができます。詳しくは説明会にてご説明します。



## 市民後見人養成研修修了者の声



研修会を通して意思決定支援の基本を学びました。自分の親など身近な人にも通ずることで、自分の考え方の視野が広がりました。（第5期市民後見人バンク登録者）

市民後見人活動において、この市民後見人養成研修で学んだことが基本となっています。困った時は養成研修を振り返っています。（第4期市民後見人バンク登録者）



詳しくはホームページをご覧ください



<https://owaritoubu-kouken.net/shiminkouken>

尾張東部権利擁護支援センター 市民後見人



で検索！

